

---

## 第6章 障がい児福祉計画

### 1 障がい児福祉計画について

---

平成28年(2016)に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度(2018)から市町村及び都道府県に障がい児福祉計画の作成が義務づけられます。

障がい児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障がい児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

#### (1) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援等。

#### (2) 発達障がい者支援の一層の充実

- ・発達障害者支援センターの設置等の適切な配慮を行うこと。
- ・※居宅訪問型児童発達支援の創設

※居宅訪問型児童発達支援：

外出が著しく困難な障がい児に対し、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービス

## 2 第1期計画における成果目標の設定

国の基本指針に基づき、計画の最終年度である平成32年度（2020）を目標年度とした成果目標として、次のとおり障がい児支援の提供体制の充実を図ります。

### （1）児童発達支援センターの設置

平成32年度末（2020）までに、本町または圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することとなっています。平成29年度（2017）現在、黒川地域内で児童発達支援センター（事業所1か所）が設置されており、引き続き、センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	数値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置	平成32年度末（2020）までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）

### （2）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

平成32年度末（2020）までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっており、平成29年度（2017）現在、黒川地域内の事業所1か所で設置されています。

今後も引き続き町内事業所及び黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築します。

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所設置	平成32年度末（2020）までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### （3）重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

サービス提供事業所へ働きかけ、医療機関等と連携を図りながら、平成32年度末（2020）までに、重症心身障がい児を支援する実施体制を構築します。

本町においては地域自立支援協議会において設置に向けた検討を行います。

図表 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所設置	平成32年度末（2020）までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）

#### (4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

平成30年度末(2018)までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場の検討を含め、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

本町においては、地域自立支援協議会において医療的ケア児部会を設置し、検討を進めます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項目	数値	国の指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末(2018)までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする(市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない)

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを平成32年度末(2020)までに1人配置します。

#### [ 第1期見込み量の設定 ]

項目	単位	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数(実人数)	0	0	1

### 3 障害児通所支援等の見込み量及び確保の方策

第1期計画期間（平成30年度（2018）～平成32年度（2020））のサービス見込み量の算定にあたっては、第4期障がい福祉計画期間（平成27年度（2015）～平成29年度（2017））のサービス利用状況を踏まえて設定します。

#### （1）障害児通所支援

##### ① 放課後等デイサービス

###### [ サービス概要 ]

事業名	内 容
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

###### [ これまでの利用状況（第4期障がい福祉計画）]

○ 利用人数は各年度で増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項 目	単 位				第1期			
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	35	39	42	44	46	48
	第4期計画値		32	33	34			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	500	545	614	653	693	737
	第4期計画値		—	—	—			
平均利用日数（日/人）			14.2	14.0	14.7	14.9	15.1	15.4

※平成27年度（2015）・平成28年度（2016）の利用実績は月平均、平成29年度（2017）は3月末現在

###### [ 第1期見込み量の設定 ]

- 利用人数については、第4期障がい福祉計画の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度2人の増を見込みます。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数の増加を踏まえて設定します。

###### [ 見込み量確保の方策 ]

- 放課後等デイサービスについては、可能な限り身近な地域で利用できるよう、利用ニーズの把握に努め、計画期間の見込み量を確保できる提供基盤の整備に向けて、黒川地域内の市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスを確保します。

## ② 児童発達支援

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

### [ これまでの利用状況（第4期障がい福祉計画）]

#### （児童発達支援）

- 利用人数は各年度で増加しており、計画値を上回る推移となっています。

#### （医療型発達支援）

- 医療型児童発達支援については、現在利用者がいない状況ですが、今後の提供体制について、検討していく必要があります。

項目	単位	第1期						
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
児童発達支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	18	23	29	31	33	35
	第4期計画値		18	20	22			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	226	244	342	354	366	379
	第4期計画値		—	—	—			
平均利用日数（日/人）			12.4	10.6	11.8	11.4	11.1	10.7
医療型発達支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第4期計画値		—	—	—			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第4期計画値		—	—	—			
平均利用日数（日/人）			—	—	—	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援 (新規)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)				0	0	0
	実績・見込み		利用日数 (人日分/月)				0	0

※平成27年度（2015）・平成28年度（2016）の利用実績は月平均、平成29年度（2017）は3月末現在

### [ 第1期見込み量の設定 ]

#### （児童発達支援）

- 利用人数については、第4期障がい福祉計画の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度2人の増を見込みます。

○ 利用日数については、1人当たりの平均利用日数の増加を踏まえて設定します。

**(医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援)**

○ 医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、計画期間における利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めることとします。

**[ 見込み量確保の方策 ]**

- 児童発達支援については、発達障がいのある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービスの質・量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、新しいサービスにつき、適正な運用が図られるよう、黒川地域内の市町村との広域的な調整を図ります。

**③ 保育所等訪問支援**

**[ サービス概要 ]**

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

**[ これまでの利用状況 (第4期障がい福祉計画) ]**

○ 利用人数は2~3人となっており、計画値を下回る推移となっています。

項 目	単 位				第1期			
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	
保育所等訪問支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	3	2	3	3	4
	第4期計画値		12	12	12			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	3	3	2	3	3	4
	第4期計画値		—	—	—			
平均利用日数 (日/人)			1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0

※利用実績は平成27年度(2015)~平成28年度(2016)は3月末、平成29年度(2017)は6月末現在

**[ 第1期見込み量の設定 ]**

- 利用人数については利用増を見込み、各年度3~4人の利用とします。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数(1.0日/人)を乗じて算定します。

**[ 見込み量確保の方策 ]**

○ 障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりに向けて、関係機関との連絡調整を図り、サービス提供に努めます。

## (2) 障害児入所支援

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
障害児入所支援 (福祉型児童入所支援・ 医療型児童入所支援)	障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。 障害児入所支援では、施設に入所している障がい児に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。

### [ 第1期見込み量の設定・見込み量確保の方策 ]

- 障害児入所支援は宮城県が実施主体となっているため、計画値を設定していませんが、現在、計画期間においても利用者はいない状況です。
- 引き続き、町内の利用ニーズの把握に努め、相談があった際は県や児童相談所等と連携して対応します。

## (3) 障害児相談支援

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

### [ これまでの利用状況（第4期障がい福祉計画） ]

- 計画相談支援については、各年度10～15人/月程度の利用となっており、平成29年度（2017）には、すべてのサービス利用者のサービス利用計画が作成されています。

（参考）障害児支援利用計画の作成状況

#### 【計画相談支援達成率】

児童福祉法	平成25年 (2013) 11.30時点	平成26年 (2014) 12.31時点	平成27年 (2015) 12.31時点	平成28年 (2016) 12.31時点	平成29年 (2017) 9.30時点
プラン作成 / 受給者	2 / 53人	7 / 53人	12 / 57人	67 / 67人	88 / 88人
作成状況	1.89%	19.3%	74.63%	97.33%	100%

項目	単位	第1期					
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
障害児相談支援	実績・見込み	35	80	88	93	98	103
	第4期計画値	40	42	44			

※平成27年度（2015）・平成28年度（2016）の利用実績は月平均、平成29年度（2017）は3月末現在

---

**[ 第1期見込み量の設定 ]**

- 利用人数については、各年度のサービス利用者数を見込みます。

**[ 見込み量確保の方策 ]**

- 引き続き本町のすべてのサービス利用者に対して、障害児支援利用計画が作成されるよう、サービス提供基盤を確保します。



